目 次

【はじ	めに】	
計画の	の位置づけ・策定目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
計画の	D対象区域・目標年次 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
計画	D構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
計画(か策定体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
【全体	構想】	
第旬	章 都市づくりの現況・課題	
1-1	都市の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・!	5
1–2	都市づくりの主な課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	3
第2	章 目指す都市の姿	
2-1	都市の将来像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1:	3
2-2	都市づくりの基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1:	5
2-3	将来人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
2-4	将来都市構造 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1/2	8
第8	章 土地利用方針	
3-1	基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	7
3–2	ゾーニングと規制・誘導方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	9
第4	章 分野別方針	
4–1	道路・交通の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	4
4-2	公園・河川の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	1
4-3	景観・自然環境の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	5
4-4	都市防災の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	7
4–5	その他の施設等の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	9

【地域別構想】

第	6	章	地	域	別	構	想																													
ļ	5–1	地	域区:	分	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	51
!	5–2	北	部地	域	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
ļ	5–3	中	部地	域	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
ļ	5–4	南	部地	域	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	75
			方針			ı-	ć	1-	. .	+ _	H:		<i>(</i> . 1	٤١	•	7.																				
邪	U	早	実	兄 '	16	۲L	IP)	٠,	, ,	<i>/</i> こ	4	X	"	和	H (7 }	•																			
(6–1	協	働に	よる	るま	ち	づく	IJ	の	推	進	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	87
	6–2	各	種事:	業₫)進	捗'	管理	₹,	計	画	の	見	直	し		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	89
(6–3	具	体的	な旅	拖策	:	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	90
【 ₹	参考	資	料)	I																																
i	弥富	市都	市計i	画「	ィス	タ-	ーフ	゚ラ	ン	策	定	体	制		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	91
:	策定	委員	会等	の開	昇催	経	禕	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	95
	用語	の解	説		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	97

弥富市都市計画マスタープラン

はじめに

はじめに

【計画の位置づけ・策定目的】

弥富市都市計画マスタープラン(以下、「本計画」という。)は、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として弥富市(以下、「本市」という。)が策定する計画です。

本計画は、「第2次弥富市総合計画」及び「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 に即して、本市の将来像や土地利用の方針を明らかにするとともに、道路や公園、下水道等の 都市施設、自然環境や景観といった都市計画・都市づくりに関する様々な分野について、その 整備や保全の総合的な指針としての役割を果たします。

本市では、平成18 (2006) 年4月1日の弥富町及び十四山村の合併後、平成21 (2009) 年3月に「弥富市都市計画マスタープラン」を策定し、都市計画を進めてきました。平成21 (2009) 年3月策定時の計画は、平成21 (2009) 年度から概ね10年間を計画期間としていましたが、南部地域での新たな市街地整備計画が具体化したことなどを受けて、平成29 (2017) 年9月に一部を改定しています。しかし、今日、社会情勢は大きく変化しており、上位計画である「第2次弥富市総合計画」が新たに策定され、さらに、平成21 (2009) 年3月策定時の計画も計画期間を迎えたことから、新たな都市計画・都市づくりの方針を明らかにするべく、本計画を策定することとしました。

なお、本計画は、個別の細かな計画や事業の内容そのものを直接決めるものではありませんが、今後、本市の都市計画は本計画に即して定めることとなります。

■弥富市都市計画マスタープランの位置づけ 平成31 (2019) 年3月 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (名古屋都市計画区域マスタープラン) 即す 平成31 (2019) 年3月 弥富市都市計画マスタープラン (市町村の都市計画に関する基本的な方針) ▼成28 (2016) 年2月 弥富市人口ビジョン 平成28 (2016) 年2月 弥富市まら・ひと・しごと創生総合戦略 平成28 (2016) 年3月 弥富市地域公共交通網形成計画 平成28 (2016) 年3月 弥富市出地域公共交通網形成計画 平成28 (2016) 年3月 弥富市出地域公共交通網形成計画 平成28 (2016) 年3月 弥富市出地域防災計画 等 ▼成28 (2017) 年2月 弥富市地域防災計画 等

【計画の対象区域・目標年次】

本市は、全域が名古屋都市計画区域として指定されており、総合的に整備、開発及び保全の方針を検討する必要があることから、市全域を本計画の対象とします。

また、本計画は、2019年度から概ね10年後の2028年度を目標年次とします。ただし、土地利用や都市計画に関わる様々な社会情勢の変化、市民の都市づくりに関する意向の変化等を考慮し、必要がある場合には、適時・適切に見直すこととします。

【計画の構成】

本計画は、都市づくりに関する様々な現況を整理する「基礎資料編」と都市づくりに関する満足度や重要度を調査した「市民意向調査報告書」を踏まえて策定します。都市全体の観点から、目指す将来像や土地利用及び都市施設等のあり方を示す「全体構想」と、地域ごとの将来像やまちづくりの方針等を示す「地域別構想」で構成します。

■弥富市都市計画マスタープランの構成

基礎資料編

第1章 弥富市の現況

—— →人口、産業、土地・建物利用、市街化動向、都 市施設 等

第2章 上位関連計画の整理

→名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針、弥富市総合計画 等

市民意向調査

1.市民アンケート調査の概要

→調査の目的、実施要領、総括 等

2.調査の結果

→弥富市の現状の満足度や今後の重要度、都市整備 の考え方 等

3.自由意見

弥富市都市計画マスタープラン

はじめに

- ・計画の位置づけ・策定目的
- ・計画の対象区域と目標年次
- 計画の構成
- ・計画の策定体制

全体構想

- ・都市づくりの現況・課題
- ・目指す都市の姿
- 土地利用方針
- 分野別方針

地域別構想

- 地域区分
- 北部地域の方針
- 中部地域の方針
- 南部地域の方針

実現化方針

・実現化に向けた取り組み

【計画の策定体制】

本計画の策定にあたっては、以下のような体制を組織しました。

「事務局」は、弥富市都市計画課とし、本計画のたたき台の作成や、庁内関係部署・愛知県と の協議・調整、策定委員会及び作業部会の運営を行います。

「作業部会」は、庁内各課の実務担当者(実際には課長級)が参画し、本計画の方針・施策と、 各課の事業・施策や将来ビジョンの調整を図り、案のたたき台を取りまとめる会議です。

「策定委員会」は、学識経験者、各種団体の代表、市民代表、愛知県(都市計画課・海部建設事務所)、本市の行政幹部で構成し、作業部会から挙げられた案のたたき台を検討し、作業部会に対し意見・提言を行うとともに、最終的に都市計画審議会に報告する「弥富市都市計画マスタープラン案」を決定・承認する役割を担います。

また、市民の意見を反映させるため、市民アンケート調査やパブリックコメントを実施します。

■弥富市都市計画マスタープランの策定体制

